

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和2年6月30日

鹿児島県知事 三反園 訓 殿

提出者

住 所 薩摩郡さつま町宮之城屋地2771

氏 名 旭ファーム(株)代表取締役 大迫尚至

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0996-53-0563

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	旭ファーム(株) 第一農場・木洗農場
事業場の所在地	薩摩郡さつま町宮之城屋地100(第一農場) 薩摩郡さつま町田原2488-11(木洗農場)
計画期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：農業 中分類：畜産農業 小分類：養豚業
② 事業の規模	前年度の肉豚売上高：18億2千万
③ 従業員数	33名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	ウインドレス豚舎：豚舎糞尿槽よりポンプ・バキュームでコンポ又は浄化槽へ おが粉豚舎：豚糞入りおが粉を木洗堆肥舎へ移動 → 発酵堆肥化

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

代表取締役社長

第一農場(浄化槽・コンポ)

責任者：繁殖マネージャー



木渋農場・堆肥舎

責任者：堆肥舎担当

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動物の糞尿(豚)	
	排出量	17,000 t	t
	(これまでに実施した取組) ① 鹿児島水道局より種菌：サツマソイルを購入、糞尿を堆肥化し近隣農家へ無料配布。 ② 豚尿は第一農場内の浄化槽2基で処理、豚糞は堆肥舎に新設したコンポ2基で堆肥化处理。 ③ 木渋農場の老朽化した堆肥舎を改修済。		
④ 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動物の糞尿(豚)	
	排出量	17,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 臭い対策への取り組みを継続。 現在、オゾン脱臭装置を繁殖・育成・肥育舎の一部まで導入済、メンテナンスも継続中。 2020年6月、第一農場内に新コンポ2基完成。 これに伴い旧型コンポ1基の利用を停止。 今後は廃棄物処理がよりスムーズになる見込みである。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別無し
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別無し

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動物の糞尿(豚)	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	7,000 t	t
	(これまでに実施した取組) 堆肥舎及びコンポで糞尿を堆肥化、トラックで農家へ無料配布。遠方への配達も無料で実施している。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動物の糞尿(豚)	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	7,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 堆肥舎の改修・ホイルローダーの更新等を進め、今後も良質な堆肥の生産を継続する。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動物の糞尿(豚)	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	10,000 t	t
(これまでに実施した取組) 成績向上による在庫頭数増加の為、糞尿排出量は増加中。第一農場の堆肥舎にコンポ2基を導入しこれに対応している。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動物の糞尿(豚)	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	10,000 t	t
(今後実施する予定の取組) 2020年6月に、第一農場内に新規コンポ2基が完成。稼動間もないため、今のところ処理状況に大きな変化はないが、本年度から余裕をもって廃棄物処理が行える見込み。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動物の糞尿(豚)	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動物の糞尿(豚)	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	t	t
	全処理委託量	0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	t	t
	全処理委託量	0 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。